

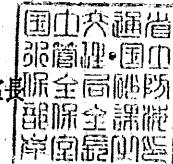
23農振第2906号  
23水港第3052号  
国水海第84号  
国港海第251号  
平成24年3月30日

北海道水産林務部長 殿

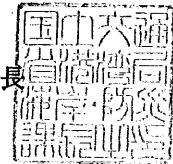
農林水産省農村振興局整備部防災課長

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長

国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室長



国土交通省港湾局海岸・防災課長



#### 水門・陸閘等の適正な管理の実施について

水門・陸閘等の管理については、「海岸保全施設の管理の強化について（平成16年9月15日付け16農振第1105号、16水港第1957号、国河海第41号、国港海第219号）」通知及び「海岸の整備及び管理の適正な実施について（平成17年11月18日付け17農振1319号、17水港第2427号、国河海第52号、国港海第280号）」通知により、海岸保全施設が緊急時においてもその機能が十分発揮されるよう、全ての海岸管理者に水門等の開閉機能の確

認や緊急時の操作体制に万全を期すよう要請するとともに、「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」の策定について（平成18年4月27日付け18農振第119号、18水港第491号、国河海第6号、国港海第26号）通知により、水門・陸閘等を安全かつ迅速・確実に閉鎖するための設備・体制、運用等に関する必要事項をとりまとめた「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」を送付したところであるが、今般の東日本大震災において、水門・陸閘等の閉鎖等に関連してその操作に従事する者が犠牲となったことも踏まえ、下記の事項について当該ガイドラインを参照しつつ改めて留意されたい。

なお、下記については、地方自治法（昭和二二年法律第六七号）第二四五条の四第一項に規定する技術的な助言となるものである。

については、貴管内の市町村、一部事務組合及び港務局の海岸管理者に対しては、貴職から周知されたい。また、必要があれば貴管内の沿岸市町村にも情報提供されたい。

## 記

### 第一 基本的な考え方

海岸管理者においては、今般の東日本大震災を踏まえ、水門・陸閘等の操作に従事する者の安全の確保を最優先とした上で、津波・高潮の発生時に水門・陸閘等の操作を確実に実施できる管理体制の構築を図ること。

### 第二 水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化の促進

海岸管理者においては、比較的規模の大きな水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化を引き続き促進すること。

なお、自動化・遠隔操作化の促進にあたっては、電源の喪失対策を適切に講じること。

### 第三 自動化・遠隔操作化がなされていない水門・陸閘等への対応

海岸管理者においては、自動化・遠隔操作化がなされていない水門・陸閘等について、迅速な操作を行うために、操作方法の掲示、扉体への軽量素材の活用等により操作の簡素化を図るとともに、地域における施設の利用実態を勘案しつつ、常時閉鎖等の措置を適切に講じること。